

第53回 統計委員会 議事録

- 1 日 時 平成24年1月20日（金）17：30～20：11
- 2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用第1208特別会議室
- 3 出席者

【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、縣委員、安部委員、川本委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、竹原委員、椿委員、津谷委員、廣松委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策本部情報政策課長、日本銀行調査統計局審議役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

前川内閣府大臣官房総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、伊藤総務省政策統括官（統計基準担当）、澤村総務省政策統括官付統計企画管理官室企画官

4 議 事

- (1) 諮問第39号の答申「労働力調査の変更及び労働力調査の指定の変更（名称の変更）について」
- (2) 諮問第40号の答申「就業構造基本調査の変更及び就業構造基本調査の指定の変更（名称の変更）について」
- (3) 諮問第41号の答申「小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止並びに小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除について」
- (4) 諮問第42号の答申「科学技術研究調査の変更及び科学技術研究調査の変更（名称の変更）について」
- (5) その他

5 議事録

○樋口委員長 定刻を過ぎましたので、ただいまから第53回「統計委員会」を開催させていただきます。

本日は中村委員が所用のため御欠席でございます。

また、出席していただいております各府省におかれまして、人事異動がございましたので御紹介いたします。

内閣府の前川総括審議官、東京都の松原総務局統計部長でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議事に入る前に本日用意されております資料につきまして、事務局から説明をお願いします。

○内閣府統計委員会担当室長 議事と資料ですけれども、本日は答申が4つございます。

まず第50回統計委員会で諮問されました、諮問第39号「労働力調査の変更及び労働力調査の指定の変更（名称の変更）について」及び諮問第40号「就業構造基本調査の変更及び就業構造基本調査の指定の変更（名称の変更）について」の答申案を資料1、資料2で御説明させていただきます。

その後、第51回統計委員会で諮問されました諮問第41号「小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止並びに小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除について」、第52回統計委員会で諮問されました諮問第42号「科学技術研究調査の変更及び科学技術研究調査の指定の変更（名称の変更）について」の答申案をそれぞれ資料3、資料4にて御説明いただく予定です。

前回と同様ですけれども、部会審議の資料につきましてはドッチファイルで用意させていただきます。

以上です。

○樋口委員長 それでは、議事に入ります。

まず諮問第39号の答申「労働力調査の変更及び労働力調査の指定の変更（名称の変更）について」（案）、諮問第40号の答申「就業構造基本調査の変更及び就業構造基本調査の指定の変更（名称の変更について）」（案）について、津谷部会長から御説明をお願いいたします。

○津谷委員 労働力調査及び就業構造基本調査の変更等につきましては、昨年10月の統計委員会において諮問されました。先ほどの御報告にあるとおりでございます。それが人口・社会統計部会に審議が付託されました。その後、この部会におきまして11月に2回、12月に1回、そして1月に1回の計4回の審議を行いまして答申案を取りまとめましたので、ここで御報告をいたします。

答申案について議論を行った4回目の部会における審議の概要を添付しておりますので、併せて御参照をいただきたいと思います。また、両調査の諮問資料につきましては、参考資料として答申案の次に添付をしておりますが、メインテーブルの方々の分につきましては、諮問時の資料がお手元のドッチファイルにとじられていることから添付をいたしませんので、その旨を御承知おきください。

お手元に労働力調査、これは労調と略称いたします。そして就業構造基本調査、これは就調と略称いたしますが、この調査票案を参考までに添付しております。当初の改正案の

部分を青線で、そして、統計委員会や部会の審議結果を踏まえて修正を必要とした部分を赤線で囲んだ形で整理したものでございます。こちらも適宜御覧ください。

なお、労調と就調の2本の答申案の御報告を同時進行でいたしますので、それぞれポイントを絞って御報告をしたいと思います。

まず、労調の答申案につきまして御報告をいたします。資料1を御覧ください。部会におきましては基幹統計調査としての労働力調査の調査計画の変更と、基幹統計としての労働力調査の指定の変更、具体的には名称の変更でございます。この2つの件について審議を行いました。このため、答申案につきましても1ページに「Ⅰ 労働力調査の変更」とありまして、7ページに「Ⅱ 労働力調査の指定の変更（名称の変更）」と、2つの項目を立てております。

では、御説明に入りたいと思います。まず「Ⅰ 労働力調査の変更」についてです。

「1 承認の適否」について、変更を承認して差し支えないとしております。ただし、後ほど御説明いたしますが、一部計画の修正が必要としております。

「2 理由等」において、変更を承認して差し支えないと判断した理由等を示しております。「2 理由等」の記載方法については従来のもとは少し変えております。諮問資料などを確認することなく、かつ、答申の内容をよりわかりやすいものとするため、まず冒頭に調査の概要、調査計画の変更の背景、変更内容の概要を記載しております。その後の調査事項の変更計画に関する記載に当たりましては、現行または前回調査の内容と変更後の内容を比較できる形で、また、新設する調査事項については、その内容を整理した表を記載いたしました。このため、従来に比べ少し文章の量が多くなっております。これは後ほど御説明する就調の答申案についても同様でございます。

今回の調査計画の変更につきましては、第2パラグラフの記載のとおり、公的統計の整備に関する基本的な計画、いわゆる基本計画等における指摘を踏まえまして、非正規雇用の増加や少子高齢化の進展、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）など、近年の社会経済情勢の変化に対応した統計の整備を図るため、調査のより適切な把握等のための調査事項の追加、時系列的に大きな変化のない事項の削除等、調査事項に関し6項目の変更、3項目の追加、1項目の削除等を行い、平成25年1月分から実施することを計画しております。

それでは、これらに関する具体的な変更計画及び当該変更計画に関する適否等について御説明をいたします。

初めに「（1）調査事項」についてです。

答申案1ページ下の「ア 調査事項の変更、充実等」の「（ア）非正規雇用の実態把握等」を御覧ください。調査事項については、まず非正規雇用の実態把握等の観点から、4事項について調査事項の変更、追加を行う計画が示されました。具体的には基礎調査票について「a 有期雇用契約者の把握」として「従業上の地位」、これは基礎調査票の⑩でございます。それを把握する調査事項の選択肢のうち、従来の「常雇」を新たに「常雇（有

期の契約）」及び「常雇（無期の契約）」に分割すること。

そして「b 非正規雇用者の実態把握の迅速化」として「勤め先における呼称」これは基礎調査票の⑪でございますが、それを把握する調査事項について、新たに選択肢を細分化した上で特定調査票から基礎調査票に移動すること。

c 産業別労働投入量の把握として「勤め先・業主等の名称・事業内容」これは基礎調査票の⑫でございますが、それを把握する調査事項において、派遣労働者の場合、従来の派遣元企業等に係るものから、新たに派遣先企業等に係るものに変更するというものでございます。

また、特定調査票については「d 非正規雇用者の本意型・不本意型別の把握」として、新たな調査事項である「非正規雇用に就いた理由」、これは特定調査票のA4を追加することでございます。

これらの変更、追加につきましては、a は有期雇用契約者数の推計の実現、b は非正規雇用者に関するデータ提供の迅速化、c は産業別の労働投入量の正確な推計、d は非正規雇用者の増加の背景等の分析に有用なデータの把握の観点から、適当と判断いたしました。

次に3ページの「(イ) 実労働時間のより適切な把握」についてですが、基礎調査票に新たに「月末1週間の就業日数」及び「月間就業日数」、基礎調査票⑧及び⑨を把握する調査事項を追加する計画が示されました。これにつきましては年間の総実労働時間の推計を可能とするものであり、適当と判断いたしました。

「(ウ) 少子高齢化の進展やワーク・ライフ・バランスへの対応」についてでございます。特定調査票の「就業希望者の非求職理由」、特定調査票C2を把握する調査事項の選択肢におきまして、従来「家事・育児のため」としていたものを、新たに「出産・育児のため」と「看護・介護のため」に分割する計画が示されました。これについては就業と介護との関係等に関する分析を可能とするものであり、適当と判断いたしました。

4ページの「(エ) その他」ということで、各種の観点から2事項について調査事項変更を行う計画が示されました。

具体的には「a 転職希望の把握頻度の変更」として、基礎調査票における従来の「転職などの希望の有無」を把握する調査事項を簡素化し、新たに特定調査票、これは特定調査票のA5に移動すること。

そしてb 学歴と就業状況の関係の把握として、特定調査票の「教育」これは特定調査票E1を把握する調査事項の選択肢のうち、従来の「大学・大学院」を新たに「大学」と「大学院」に分割することというものでございます。

これらの変更については、a は過去の調査結果の推移から、四半期ごとの調査で十分傾向を把握することが可能であると判断されることから、b は大学院卒業者と就業状況との関係の分析の観点から、適当と判断いたしました。

また、「c 就業構造基本調査との整合性の確保」として、特定調査票の「前職の従業上の地位・雇用形態」、特定調査票のD2については、総務省では今回変更を予定しております。

せんでしたが、就調の類似の調査事項と選択肢を比較したところ、選択肢の並びが異なるものがございました。このため、就調との整合性の確保の観点から、選択肢のうち「その他」を新たに「契約社員・嘱託」と「その他」に分割することが必要との修正意見を付しました。

5 ページの「(イ) 調査事項の削除」についてです。特定調査票の転職に伴う収入の増減を把握する調査事項を削除する計画が示されました。これについては時系列的に大きな変化がないことや、報告者の負担軽減の観点から、適当と判断いたしました。

調査事項については以上でございます。

次に6 ページの「(2) 集計事項の変更」についてでございます。集計事項につきましては、これまで御説明した調査事項の変更等に伴い、非正規雇用の実態把握等に寄与する集計の充実を図る計画が示されました。これについては政策課題を検討するための有用な情報を提供するものであることから、適当と判断をしております。

ただし、非正規雇用の実態をより詳細に分析する観点から、基礎調査票の「常雇の雇用契約期間の定めの有無」と、特定調査票の「継続勤務年数」のクロス集計を追加することが必要との修正意見を付しました。

「(3) 前回答申における今後の課題への対応状況等」についてであります。平成 13 年 6 月の統計審議会答申では、労調に係る今後の課題として、特定調査票による調査結果の毎月公表の可能性の検討、被調査経験の有無によって生じる回答傾向の違いを踏まえた推計方法等の検討、データの多角的・機動的な利用に関する検討、そして情報通信技術の活用等による公表の早期化に関する検討の4 事項が指摘されております。

これらの課題につきましては、答申後、総務省で検討が行われ、対応可能なものについては指摘に沿った措置が取られ、回答傾向の違いを踏まえた推計方法等の検討でございます。また、指摘に沿った措置に至っていないものについても、検討結果から見てやむを得ない理由があると判断されますこと等から、適当という判断をしております。

次に、7 ページの基幹統計としての労働力調査の指定の変更についてです。労働力調査により作成される基幹統計の名称については、統計法上、統計と統計調査が概念上、区別されている考え方を徹底するという観点から、諸外国の状況等を勘案し、また、過去の基幹統計の名称変更の例を踏まえまして、労働力統計とすることが適当とされました。

以上が労調に係る答申案の御報告でございます。

続きまして、就調の答申案について御報告をいたします。資料 2 を御覧ください。

答申案の構成や調査計画の変更と基幹統計としての名称の変更を審議した点については、労調と同じでございますので、早速内容の御説明に入りたいと思います。

「I 就業構造基本調査の変更」についてでございます。

「1 承認の適否」について、変更を承認して差し支えないとしております。ただし、後ほど御説明いたしますが、一部、計画の修正を必要としております。

「2 理由等」において、変更を承認して差し支えないと判断した理由等を示しており

ます。その記載方法については労調の場合と同様の形式をとっております。

今回の調査計画の変更については、第2パラグラフの記載にありますとおり、労調と同様、基本計画等における指摘を踏まえまして、非正規雇用者の増加や少子高齢化の進展、ワーク・ライフ・バランスなど、近年の社会経済情勢の変化に対応した統計の整備を図るとともに、東日本大震災の発生も鑑み、調査事項に関し少子高齢化の進展等への対応のための選択肢への出産・育児の明示、雇用契約期間や東日本大震災の仕事への影響等を把握するための調査事項の追加、時系列的に大きな変化のない事項の削除等、調査事項に関し10項目の変更、13項目の追加、5項目の削除等を行うこととしております。

また、調査方法に関し、調査実施の効率化等の観点から、インターネットを用いた回答方式を選択できる対象地域を大幅に拡大することとしておりまして、こうした調査計画により平成24年10月に調査を実施することを計画しております。

それでは、これらに関する具体的な変更計画及び当該変更計画に対する適否等について御説明をいたします。

最初に2ページ「(1)調査事項」についてでございます。

「ア 調査事項の変更、充実等」につきましては「(ア)少子高齢化の進展やワーク・ライフ・バランスへの対応」を御覧ください。

調査事項につきましては、まず少子高齢化の進展やワーク・ライフ・バランスへの対応の観点から、3事項について調査事項の変更、追加を行う計画が示されております。

具体的には「a 希望就業時間と実際の就業時間との格差に関する調査対象者の拡大」として「就業時間の増減希望」これは調査票のA9を把握する調査事項について、その調査対象者を従来の継続就業希望者、つまり、現在の仕事を今後も継続する意向を持っている者のみから、新たに全ての有業者に拡大をすること。

「b 非求職等と出産との関係の把握等」として「非求職理由」、これは調査票のB6、「非就業希望」これは調査票B9及び「前職の離職理由」、これは調査票C3を把握する調査事項の選択肢について、従来の「育児のため」を新たに「出産・育児のため」と変更すること。

また、「前職の離職理由」、これは調査票C3を把握する調査事項の選択肢のうち、従来の「収入が少なかった」及び「労働条件が悪かった」を新たに「労働条件が悪かった（収入が少なかったなど）」の形で統合すること。

「c 育児・介護の状況の詳細な把握」として、3ページの下に記載されておりますとおり、新たに育児・介護の状況、これは調査票のEでございます。これを把握する調査事項を追加することというものです。

これらの変更、追加のうち、前職の離職理由を把握する調査事項の選択肢の統合以外については、希望する就業時間と実際の就業時間の格差や、非求職等と出産との関係を把握することにより、ワーク・ライフ・バランスの進展に関する分析を可能とするものであることから、適当と判断いたしました。

一方、前職の離職理由を把握する調査事項の選択肢の統合、すなわち従来の「収入が少なかった」及び「労働条件が悪かった」を新たに「労働条件が悪かった（収入が少なかったなど）」の形で統合することについては、労働条件には職場環境など収入以外のものが考えられること等から、従来どおり別々の選択肢とすることが適当との修正意見を付しました。

次に4ページの「(イ) 就業時間に関する把握の詳細化」についてでございます。

1週間の就業時間、これは調査票のA5の(3)を把握する調査事項の選択肢のうち、従来の「60時間以上」を新たに「65～74時間」及び「75時間以上」に分割する計画が示されました。

これにつきましては、長時間労働の背景等の分析に有用なデータが得られることになるため、適当と判断いたしました。

「(ウ) 非正規雇用者の雇用契約期間等の把握の詳細化」についてでございますが、勤め先における呼称等は調査票A1を把握する調査事項において、雇用契約期間の把握に当たり、従来の「常雇」「臨時雇」及び「日雇」という類型区分で把握する事項を削除し、正規の職員・従業員、パート等の勤め先における呼称のみを把握することとともに、新たに「雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間」、これは調査票のA1の3及び「雇用契約の更新の有無」、これは調査票A1の4を把握するための調査事項を追加する計画が示されました。

これにつきましては従来の常雇に該当する者の雇用契約期間等を把握することにより、非正規雇用者のより詳細な分析を可能とするものであること等から、おおむね適当であると判断いたしました。

ただし、5ページの第2パラグラフに記載されておりますとおり「1回当たりの雇用契約期間」を把握する調査事項の選択肢のうち「1か月以上1年以下」については、これに該当する者の、全有期雇用契約期間労働者におけるウェイトが極めて大きいと考えられることから、これを「1か月以上6か月以下」及び「6か月超1年以下」に分割することが必要との修正意見を付しました。

6ページ「(エ) 東日本大震災の就業への影響の把握」についてでございます。

今回新たに「震災の仕事への影響」、「避難の有無」等を把握する調査事項、調査票のFを追加する計画が示されました。これについては被災地域の雇用を中心とした復興対策や、大震災発生時における雇用対策の検討を可能とするものであり、おおむね適当と判断いたしました。

ただし、本調査事項は調査対象者全員が記入する調査事項であるため、その旨を調査票上でより明確にすることが必要との修正意見を付しました。

最後に「(オ) その他」でございます。

6ページの「a 個人の属性等の把握等」として、①～⑥まで記載しておりますとおり、6事項について調査事項の変更を行う計画が示されました。

具体的には例えば①の「就学状況」、調査票の4（1）を把握する調査事項について、従来把握していなかった卒業年次を一部報告者について新たに把握すること。

②「学校区分」、調査票の4（2）を把握する調査事項について、従来の専門学校という選択肢を新たに修業年月別に細分化することなどでございます。

これらの変更につきましては特段の記入対象者の負担増加とならない一方で、就業構造等のよりの確な分析を可能とするものであることから、おおむね適当と判断いたしました。ただし、2点修正意見を付しております。

1点目は7ページの第2パラグラフ以降に記載されておりますとおり「希望する仕事の種類」調査票B3を把握する調査事項について、当該事項は職種を把握するものであることを、調査票上でより明確にする必要があること。

2点目は、当該調査事項の中で今回新たな選択肢として追加する「農林漁業職」の配置先について、時系列的な影響を踏まえ、選択肢の冒頭から後方に移すこととさせていただきます。

aについては以上でございます。

次に9ページにお進みいただきまして、「b 労働力調査との整合性の確保」についてでございます。

先ほどの労調と同様、労調の類似の調査事項の選択肢と比較をいたしましたところ、選択肢の配列が異なるものが2事項ございました。例えば「非求職理由」、調査票のB6を把握する調査事項の選択肢について、労調では「適当な仕事がありそうにない」の後に「出産・育児のため」「介護・看護のため」等が続いている一方、就調では「適当な仕事がありそうにない」に類する選択肢の後に「高齢のため」「通学のため」「出産・育児のため」等が続いていることなどでございます。

これらについて総務省では、今回変更を予定しておりませんでしたでしたが、労調との整合性の確保の観点から、労調に合わせて選択肢の配列を変更するよう修正意見を付しました。

続きまして、10ページ「イ 調査事項の削除」についてでございます。2事項について調査事項の削除を行う計画が示されました。

具体的には、（ア）「現職への就業理由」及び「前職の企業全体の従業者数」を把握する調査事項を削除すること。（イ）「9月末1週間の就業・不就業の状態」を把握する調査事項を削除することとさせていただきます。

このうち、現職への就業理由等については時系列的に大きな変化が見られないこと、また、9月末1週間の就業・不就業の状態については、前回答申の課題への対応として平成14年及び19年の調査結果を検討し、普段の就業・不就業の状態とのクロス集計を分析しました結果、就業状態の構造面での把握に当たっては、普段の就業・不就業状態のみ把握することで問題がないということが示されましたことから、報告者の負担軽減も考え、やむを得ないものと判断いたしました。

調査事項については以上でございます。

12ページの「（2）調査方法の変更」についてでございます。調査方法について2点変

更を行う計画が示されました。

具体的には、1点目が「インターネットを用いた回答方式を選択できる対象地域の拡大」といたしまして、前回調査で一部地域において試験的に導入したインターネットを用いた回答方式について、原則として都道府県庁所在地、政令指定都市及び人口30万以上の市に、その対象地域を拡大して実施すること。

2点目が13ページにございますが「コールセンターの設置」として民間事業者に委託してコールセンターを設置することでございます。

このうちアにつきましては、報告者の利便性を向上させ、調査票の円滑な提出を可能にするものであると考えられますことから、おおむね適当と判断いたしました。ただし、インターネットを用いた回答方式には、実査を担う地方公共団体に回答内容の審査等の上で大きな事務負担を課する部分があることから、地方公共団体における審査等事務の効率化及び負担軽減を図る措置を講ずる必要があるとの修正意見を付しました。

イにつきましては、調査の円滑な実施や地方公共団体の照会対応業務の負担軽減を図るものであることから、適当と判断をいたしました。

13ページ「(3)集計事項の変更」についてでございます。

集計事項につきましては、これまで御説明をした調査事項の変更に伴い、少子高齢化等に対応するための集計事項の充実を図る、また、新たな地域区分、すなわち都道府県内ブロックによる集計を行うとの計画が示されました。

これらについては、政策課題を検討するための有用な情報を提供するものであることから、おおむね適当と判断いたしております。ただし、第3パラグラフ以降の記載にありますとおり、2点修正意見を付しております。

第1点目は、非正規雇用の実態をより詳細に分析する観点から、雇用契約期間の定めの有無等と継続勤務年数のクロス集計を追加すること。

2点目は、利便性向上の観点から都道府県内ブロックの名称範囲について、全国消費実態調査で使用している「県内経済圏」の名称・範囲と整合性を図ることでございます。

「3 今後の課題」につきましては、13ページの中段以降に2点、平成29年に実施予定の次回調査で検討すべき課題を指摘しております。

1点目は「(1)「1回当たりの雇用契約期間」に係る選択肢の細分化」といたしまして、1回当たりの雇用契約期間を把握する調査事項の選択肢に係るものです。この調査事項の選択肢については、先ほど「1か月以上1年以下」を「1か月以上6か月以下」及び「6か月超1年以下」に分割することが必要との意見を付したことを御説明いたしました。しかし、これに関し参考となるほかの調査の結果を勘案いたしますと、全有期雇用契約者の中で雇用契約期間が3か月の者が一定程度のウェイトを占めていることが予想されますため「1か月以上6か月以下」を更に「1か月以上3か月以下」と「3か月超6か月以下」に分割することの検討が必要と考えられますので、それを今後の課題といたしました。

2点目は「(2)「現職への就業理由」の把握の検討」として、先ほど「現職への就業

理由」を把握する調査事項の削除については、今回、時系列的变化等の観点からやむを得ないと判断した旨を御説明いたしました。しかし、14 ページに記載されておりますとおり、本事項は転職の実態を分析する上で有用な情報であることから、平成 24 年調査の結果を踏まえ、必要に応じてこの調査事項の復活について検討することを今後の課題といたしました。

最後に 14 ページの基幹統計としての就業構造基本調査の指定の変更についてでございます。就業構造基本調査の新たな基幹統計としての名称につきましては、労調の場合と同じく統計法の考え方の徹底や、過去の基幹統計の名称の変更例も踏まえまして、就業構造基本統計とすることが適当と判断いたしました。

以上が就調に係る答申案の御報告でございます。

以上でございます。

○樋口委員長 詳細な説明ありがとうございました。

それでは、皆様から御意見、御質問を受けたいと思います。どうぞ、どなたからでも結構ですのでお願いいたします。

○縣委員 2つ伺います。

1つは非常に微細なことで恐縮ですが、狭義の家事ということが非求職ないし離職の理由の選択肢において、扱い方にばらつきがあるように思うのです。それは労働力調査の4 ページで今回、出産・育児を特段取り上げるという方針で変更になったわけですが、ここで狭義の家事というものがどう扱われるのかなと最初思いました。

そこで更に伺っておりますと、今度は就業構造基本調査の方では、3 ページで家事・出産等以外のためというのが特筆されたものになっております。

そしてもう一つ、今度また8 ページのところでも、その扱い方に少し違いがあると感じます。これについて、私は統計調査の専門上どういう影響を持つかということの判断能力はございませんが、この点が問題ではないかということが第一の質問であります。

第二の質問は、ICT に対するスタンスがこの2つの答申において違うように思います。労働力調査の方は比較的慎重に7 ページで述べられておりますが、他方、就業構造基本調査の方では12 ページにおいて、かなり積極的にオンライン調査を拡大されることになっておりますけれども、この違いには何か特別の理由がおありなのか。この2つでございます。

○樋口委員長 これは担当部局の方からお願いします。

○栗原総務省統計局労働力人口統計室長 2点あるうちの最初の方でございますけれども、家事の扱いといいますか、就調の方では確かに出産・育児とか介護を並べた上で、それ以外の家事ということで選択肢が立っておりますが、労調の特定票の方で家事が入っていないのはなぜかということなのですけれども、労調のC欄はもともと非労働力人口を対象とした質問となっておりますので、そういう意味で通学とか家事とか高齢の方が主に該当する欄でございますので、特に家事等を改めて明示しなくても、当然、家事の人が対象になるということですので、そこは特に明示してございません。

ただ、ここでは出産あるいは介護以外の家事につきましては、そういう意味でその他の方に入ってくるという整理になるかと考えております。

2点目の ICT のスタンスの違いという点でございますけれども、まず就調の場合には周期調査ということで、調査票の回収の時間がある程度かけられるという点がございしますが、労働力調査の場合には調査した結果を次の月には発表しなければいけないという、スピードの点で大きな違いがございます。

オンラインで仮に回答を導入するという場合には、世帯からの回答方法が複数になる。紙で出す場合とオンラインで出す場合ということで複数になりますので、オンラインで回答した人についてはオンラインでの回答状況を確認して、未回答の場合には別途後で調査員がフォローアップのための訪問を行ったりということが必要になってきたりとか、調査票の記入不備等があった場合には、紙の調査票の場合には基本的に調査員がその場で確認して訂正等できるのですが、オンラインの場合には一旦国の方に送られまして、そこでまた記入不備等があれば地方の方に再度連絡して、世帯の方に確認して訂正するとか、そういった作業時間も発生していくということでございますので、非常にタイトなスケジュールの中でやっております労働力調査の方では、なかなか適用が難しい面があることが主な違いでございます。

○樋口委員長 いかがですか。

○縣委員 第1点目は私は専門的にはわかりませんので、それで問題がないということであれば特にございません。

2点目の方は、今後、中長期的に ICT を統計調査上どう扱うかという方針に関わることだと思います。ですから仰せのことは今、短期的にはわかりますけれども、そうすると、それを踏まえながら中長期的に ICT を使うとするとすれば、どこかで転換をしなければいけないわけだと思いますので、それをどうされるかということは是非御考慮いただきたいと思っております。

○樋口委員長 では、それは要望としてということで。

ほかにいかがでしょうか。

○安部委員 常雇、臨時雇、日雇ということに関して、労働力調査と就業構造基本調査の関連についてですけれども、就業構造基本調査の方では全面的に削除することにしたということですね。労働力調査の方では常雇というのを無期、有期、臨時雇は常雇ではないわけですが、これは基本的に、雇用契約期間で分けるということのように理解するのですが、これは従来と同じという理解でいいのかということと、もう一つは就業構造基本調査の方はこのように常雇、臨時雇、日雇というのは全部やめてしまったわけですが、労働力調査の方はこのままでかなり長い間、実施する予定にしておられるのかということをお尋ねしたいと思います。

以上です。

○樋口委員長 では、お願いします。

○栗原総務省統計局労働力人口統計室長 お答えいたします。

臨時雇とかその辺の期間の定義は、従前から変えてございません。

常雇、臨時雇を削除ということで今おっしゃられましたけれども、削除というか、常雇と臨時雇の質問も、もともと雇用契約期間との関係を捉える質問でございまして、就調の方ではそういう意味で常雇とか臨時雇ということではなくて、もう少し一步踏み込んで具体的に期間をとらえる質問に今回したということでございます。

労調の方でも今回その常雇の中を無期と有期に分けまして、有期の人が全体としてどれぐらいいるかというのを、労調の方でもとれるようには一応改善を図っておるのですけれども、更に就調みたいに具体的にやるかというところまでは、今回の就調の結果などを見ながら少し考えていかないといけないのかなと思っています。

○樋口委員長 よろしいですか。今の安部さんの質問と私も関連するのですが、労調の方では調査票を見ますと従業上の地位をまず聞いて、そこで常雇か無期、有期なのか臨時雇なのか。その後、勤め先における呼称を聞いておられます。ところが、就調の方はその質問の仕方というのは逆になっていて、まず企業における呼称というものが入っていて、それで期間を聞いているというような、ちょっと流れが違っているのですが、これはどうして変えているのかなというのが1点。

もう一つは、これは前に総務省の研究会でもやっていたときに、雇用契約期間というのがよくわからないという人たちが、調査でやってみるとかなり出てきたということがあって、例えば就調のところだと「定めがない」「定めがある」「わからない」という選択肢があるのですが、その「わからない」といったのが定めがあるのか定めがないのかわからないという意味と、定めがあるということはわかっているのだけれども、契約期間がわからないという両方あると思うのです。

ここの就調の方では、今のような定めがあるのはわかっているが、期間が何か月あるのかわからないというのは、どこに丸をつけるのかなど。その他のところに丸をつけるのか、それとも右側の「わからない」。右側の「わからない」というのは、定めがあるかないかわからないという選択ですね。契約期間がわからないという人はどこに丸をつけることになるのでしょうか。

○栗原総務省統計局労働力人口統計室長 まず流れの方のところは、基本的に主に労調の方ですけれども、今ある設計をなるべく変えない形で、動かさないような形で新しい質問を入れ込もうということをやっております。そういう意味で就調の方と順番が逆になっている部分があるかと思うのですが、ただ、流れの違いによって回答に実質的な違いが出るということはないと思っております。

期限がわからないという点の御質問でございますけれども、そもそも期限の定めがあるのかわからないのかわからないというのは、この選択肢の最初のA1の3の上段「定めがない」「定めがある」「わからない」ということで分けていますので、そこで大きく分けて、定めが

あるかないかわからない人はここで「わからない」ということになります。

定めがあるのだけれども、期間がわからないという人、それがどのぐらいいるのかというところとわからないのですが、そういう場合には「その他」という欄にこの場合は答える形になると考えます。

○樋口委員長 どの程度いるかわからないというのは、実は総務省は実験で既に3年か4年ぐらい前に別の調査、テスト調査でやっていると思いますが、そこでは自分の契約期間がどうなっているかというのは、会社の方は知っているのですが、個々人の方ではわからないという人たちがかなりの数、3～4割いたのではないかと記憶しています。ちょっと正確ではないのですが、それがちゃんとここで言う「その他」に丸をつけるのか、それともわからないのだから「わからない」という右側のところに丸をつけるのかということについてはどうなのかというのが、説明が少なくとも必要なのではないかと。

○栗原総務省統計局労働力人口統計室長 そうですね。その辺はわかりやすいように記入の手引き等ではしっかり対応したいと思ってございます。

○樋口委員長 もし定めがわからないということが多くなると、今度は常雇の人の無期とか有期、臨時、日雇というのは全部わかっている人を前提にしていますね。左側を見ると常雇は1年超ですとか、臨時は1か月以上1年以下という形で、それはわかっているという前提で書いていると思うのですが、ここでわからないという人はどこに。ここに「わからない」という選択肢がないので。

○栗原総務省統計局労働力人口統計室長 就調の方で今回「わからない」を立てましたのは、実際そういう人がどのぐらいいるのか改めて把握してみたいということで、確かに以前アンケートという形でウェブアンケートをモニターでやったことがありますけれども、それが全体を表すとは必ずしも限りませんので、それを就調で見たいと考えています。

労調の方では確かに現在「わからない」という項目が立っておりませんので、その人が自分をどうとらえているのか、常雇なのか臨時雇なのかということをつけている部分もあるかと思うのですが、その辺りも今回の就調の「わからない」という人がどのぐらい出るかの実態も踏まえて考えていくことかなと思っています。

○樋口委員長 どうでしょうか。余りにも大きなコストをかけた就調のテストですから、これはテストですと言われると。

詳細にここを質問するというのはいいことだろうと思いますし、有益だろうと思うのですが、その辺の対応が労調と就調で変えていくことになるわけですね。そうしたときにある意味では整合性がとれていないと、こちらではこうでした、労調ではこうでしたというものが出てきたときに、どちらを見たらいいのかということにはならないのでしょうか。

○栗原総務省統計局労働力人口統計室長 繰り返しになってしまいますけれども、労調の方は従前との時系列というところもありますので、そこはいじらないで時系列的にそこは見られるようにしていきたいと思っています。就調の方は今回その常雇、臨時雇というものをやめて、具体的に期間を聞く質問にしたということがありますので、そのわからない

という人の実態も含めて、ここをよく把握した上で考えていきたいと思っております。

○樋口委員長 白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員

今回は労調と就調が同時進行で検討されましたので、当然二つの調査の違いが見えてきますし比較も容易にできます。ですから、二つの調査の間での整合性がどうなのかという質問は自然だと思います。しかしながら、複数の調査の間の非整合性という問題と、それぞれの調査の問題については、両者をうまく交差させて審議が進んでいませんでした。

実際のところ、類似した複数の調査での用語の使い方をはじめとする整合性については、ある意味では今後、とても大きなテーマになってくるのではないかと考えます。

以上です。

○樋口委員長 津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 私はこの審議を担当した部会長として責任がございますが、ただ、決して言い訳をするつもりではなく、先ほど白波瀬委員がおっしゃったように、今期の統計委員会が昨年10月に発足いたしましたから、現在1月でございますけれども、短い期間に労働と就業という労働・就業について最も中心的、基本的、第一義的な調査の変更の審議をさせていただきました。先ほどの懇談会でもお話がありましたが、時間的にかなり押したということがあったかと思えます。しかし、統計委員会の発足のタイミングとその後のスケジュールから見ても、これは仕方のないことであったとは思いますが、委員の方々には大変御苦勞をおかけしました。また、実施当局である総務省にもいろいろなことで御尽力をいただいたわけです。就業構造基本調査は大変大規模な調査であり5年に一回実施されるものですので、次回もまたやる前に必ず見直しというものがあるであろうと思えます。今回のこの雇用契約期間の定めの有無がわからないのと、契約期間の定めはあるけれども、どれぐらいの雇用期間があるのかがわからないという、この2つの分からない情報の問題をどうするのかというご懸念とご質問の趣旨であると思えます。

特に後者を「その他」としてしまってよいのか。つまり、「その他」には恐らくそれ以外が含まれるわけですので、この点は今回様子を見るというお話がございましたが、回答者がここで迷ってしまって回答をやめられると大変困ります。したがって、この点についてははっきりと回答の手引きで説明し、また、コールセンターで対応に当たっていただく民間業者の方にもこの点を周知徹底して、できる限り迷いや混乱が生じないようにすることが、恐らく現時点では最大の策ではないかと思えます。

ただし、次回の見直しにつきましては、「その他」に定めがあるのはわかるけれども、期間がわからないというものと、それから、一番大きなものが5年以下になって、5年以上で定めがある人がどれくらいいるのかということも含めまして、ほかの調査の結果なども見て、この「その他」というものの扱いをきちんとして、できる限り混乱が起きないように対応するということを明記させていただきたいということが、私からの提案でございます。

労調につきましては、基本調査において今まで常雇と1つであったものを2つに分けて、無期と有期になっております。常雇にもいろいろな雇用形態があり、多様化してきておりますので、それに対応していきたいという意図があるかと思うのですが、ここでは回答者の自己申告制となっておりますので、どうしてもいろいろなところで混乱が生じる可能性が考えられます。その可能性はある意味きりがいいわけですが、今回はこの常雇を2つに分けたということで、今までとの比較をして、どういうふうに動いていくかということを見てみたいという意図であろうかと思えます。

ただ、ここで御指摘いただきましたことは、今回労調と就調を同時に審議をいたしましたため、その整合性と違いについていろいろなことがわかってまいりました。このような整合性のチェックは継続的な検討課題として、今後もやっていきたいと思っております。これら2つの調査だけではなく、これから同じような関連する分野やテーマに関する調査については、今回だけではなく、時間の許す限り、言い換えれば時間を十分とって審議をして、お互いの調査、統計の関連性というものを図って向上させていくことが必要であろうかと思えます。

以上です。

○樋口委員長 今、部会長の方からそのような案が提示されましたが、担当部局あるいは説明者の方で何かございますか。よろしいですか。

では、そのように修文をしたしまして、本委員会の答申としたいと思えます。修正内容につきましては、私にご一任いただけたらと思えますが、よろしいでしょうか。

○安部委員 先ほどの樋口先生のコメントを聞いておまして不安になったといいますが、一番難しいのは労働力調査の常雇というところで、無期、有期というのがあるって、それで臨時雇、日雇とあって、雇われている人でありながら、4つのうちどれになるかがわからないというケースが結構でてくる可能性があると思うのです。これは毎月の調査で、次に変えることもなかなかないでしょうから、この段階になっては説明書きを充実させることしかないと思えます。雇われているけれども、このうちのどれに該当するのかわからない、そのときにどういう回答になるかということをしてできるだけ把握できるようにしていただくのがいいのではないかと思えました。

以上です。

○樋口委員長 廣松委員、どうぞ。

○廣松委員 今いろいろ議論、御意見が出ましたが、私も今回この部会に参加をさせていただいて、部会長、白波瀬委員もおっしゃっていましたが、この労調と就調を横に並べて見たのは初めてです。あるいは労調の方で言うと基礎票と特定票もある。そういう意味で3種類を横に並べて見たのは初めてです。

今いろいろ議論がございましたが、とりあえず今回は例えば就調の選択肢の並びを変えるとか、そういう形の対応をとらざるを得なかったわけですが、今いろいろ御議論にあるように今回はたまたま同じ部会で議論することができたから、こういう形のいろいろな問

題点の指摘もあり、かつ、それをどう対応することが議論になってくるのですが、もっと本当は部会をまたがると、いかんともしがたいところがありますので、その辺を今後どうしていくかということは1つ大きな問題提起だろうと思います。

同時に、今回の就調と労調との関係で言いますと、これはよく言われることですがけれども、就調の方はいわゆるユージュアル主義であって、労調の方はアクチュアル主義でとる。前回、就調の方にアクチュアル主義を入れたのは今回削除することにいたしました。その意味で役割というか目的というか違う点は明らかであって、今後この両調査の整合性をとるといったときに、その点は十分意識した上で議論すべきであろうと考えます。

とりあえず以上です。

○樋口委員長 津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 こういうことを申しては何ですが、同一人物がこの2つの調査の回答者に同時になって、それぞれの調査への自分の回答を覚えていて、その結果2つの調査の調査事項や選択肢に完全な整合性がないことに気づくということは、恐らく余りないであろうと思います。しかし、当然これは使っていただく研究者、そして政府統計を集計していく上でも、これは大事なことです。今回の答申の審議だけではなく、ほかの部会についてももし先ほど廣松委員が御指摘になりましたように、部会をまたがる場合については、それなりの準備と時間が審議に必要であろうと思います。

先ほど安部委員から御指摘がありましたことですが、これは完璧な回答にはならないのですけれども、今回この従業上の地位の「常雇」を2つに分割したことに加えまして、新しく勤め先における呼称を聞いております。ですので、先ほど委員のみなさまからいろいろな御意見やお考えをお聞きしたのですが、きちんとしたクロス集計をして、どういうふうにこの回答がなされているのかを見てみることもできます。このようなクロス集計をきちんとして次回の審議に必ず生かしていきたいと思っております。

○樋口委員長 ありがとうございます。

今回、総務省の方から労調と就調と並行して同時に比較できる形で出していただいたので、そういったところもわかってきたというコンシステンシーの問題というのが議論になったということで、ほかについてもまたそういうことについては調査間の整合性を検討していくことが必要だ。ここについては今回の答申に書くというよりも、明記して我々いかなければいけないということで、また統括官室にもお願いしたいと思っております。

その上で幾つか修正が今、出ましたので、その修正分を織り込んだ形で、当該意見を踏まえて、資料1及び資料2の答申案の文章の一部を修正して本委員会の答申にしたいと思います。修正内容につきましては、私にご一任いただけたらと思っておりますが、よろしいでしょうか。統括官室の方で何かありますか。そういう方向でいいですか。

○総務省統計局長 労調の場合だと毎月継続してやっております、変更のスケジュール等もある程度あらかじめ決めないと、これはほかの調査でもそうでしょうけれども、できるだけ決められたスケジュールの中で結論を出していただくような形をとっていただければ

ばと。要望ですけれども、コメントとさせていただきます。

○樋口委員長 わかりました。これはいつから変更になるのですか。

○栗原総務省統計局労働力人口統計室長 これは25年1月からを予定しております。ただ、この後、調査規則を改正したり、新しい書類を刷って地方に説明して、地方はまた調査員に説明するとか、もろもろの手続がありますので、そういう意味で局長の方からありましたとおり、スケジュール感というのは重要なところでございます。

○樋口委員長 そういたしましたら速やかに修正文いたしまして、認めることにしたいと思います。部会長、それでよろしいですか。

○津谷委員 結構です。ありがとうございます。

○樋口委員長 それでは、そのようにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。人口・社会統計部会はいろいろ大変な作業をお願いして、また今後もあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いします。どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。諮問第41号答申「小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止並びに小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除について」。これは廣松部会長から御説明をお願いいたします。

○廣松委員 それでは、本日の議事の3番目でございます。諮問第41号答申「小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止並びに小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除について」でございます。

これにつきましては平成23年11月18日に開催されました統計委員会に総務大臣から諮問され、サービス統計・企業統計部会に審議が付託されました。

本件に関しましては、これまで2回の部会を開催して審議を行い、このたび答申案をまとめるに至りましたので御報告をいたします。

なお、2回の部会に関しましては既に部会報告をしておりますので、ここでは答申案そのものに関して説明をさせていただきます。

資料3を御覧ください。大体この答申案もほかの答申案と同じような形で、今回の内容全体に対する結論を記述しております。その後に「1 小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止」についての承認の適否、そしてその理由等、更に今後の課題を記述しております。最後に「2 小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除」について、変更及び解除の適否、その理由を記述するという構成になっております。

以下、順番に御説明をいたします。

初めに、諮問内容全体に対する結論ですが、全国物価統計調査は5年周期であるため、近年、消費・流通構造の変化が加速する中で、物価の構造分析に関する要望・ニーズに十分に答えることができなかつた面がありました。こうした状況を鑑み、今回の計画は全国物価統計調査において5年に1回調査をしていました地域別価格差、店舗形態別価格及び

銘柄別価格を毎年把握するための調査を「構造編」として小売物価統計調査に盛り込み、現行の小売物価統計調査を「動向編」と位置づけ、全国物価統計調査を中止する計画でございます。

更に、これを踏まえて基幹統計の指定について、小売物価統計の指定、更には作成目的を変更し、全国物価統計の指定を解除するという計画でございます。なお、この計画は平成25年1月から実施する予定でございます。

今回創設する「構造編」については、全国物価統計調査と比べますと調査地域や調査品目が少なくなり、物価の構造統計に関する多くの統計表の作成が不可能になります。しかしながら、今回の計画は限られた統計リソースの中で統計利用者のニーズを踏まえ、地域別価格差、店舗形態別価格及び銘柄別価格の3つの統計の作成周期を5年から1年に短縮させるものであり、全国物価統計調査の結果の現在の利用状況を勘案すると、全体として適当であると判断いたしました。

以下、諮問されました計画の変更等に係る事項について、その判断の理由等を記述しておりますので、簡潔に御説明いたします。

「1 小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止」の部分でございますが、「(1) 承認の適否」といたしまして、まず小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止の承認の適否についてですけれども、これは統計法第10号各号の要件に適合しているため、小売物価統計調査の変更を承認して差し支えないといたしました。ただし、一部計画の修正が必要と考えられるため、次の理由等で指摘した事項については計画を修正する必要があると指摘しております。

また、限られた統計リソースの中で小売物価統計調査において「構造編」を創設することとしており、全国物価統計調査の結果の利用状況を勘案すると、全国物価統計調査の中止を承認することはやむを得ないといたしました。

その理由でございますが、1ページ目の下のところでございます「(2) 理由等」でございます。そのうちまず「ア 地域別価格差把握のための調査」でございます。

2ページ目の表1を御覧いただければと思います。この表の左側が今回の計画で、右側が関連する全国物価統計調査の実施状況でございます。左側の「動向編」の167市町村以外の88市において、地域により価格差がみられる品目56品目の価格を隔月（奇数月）に調査し、「動向編」と併せて集計することで年平均の都道府県別地域差指数を年1回作成・公表することとしております。

これについては全国物価統計調査に比べて調査地域や調査品目が減少しており、収集している価格数も大幅に減少するため、詳細な地域差指数は作成できなくなります。しかし、全国物価統計調査において5年ごとに公表されていた主要な結果である都道府県別地域差指数が毎年利用可能になるというものであるから、適当であると判断をいたしました。

なお、地域差指数の作成においては、約530品目を調査しています「動向編」のデータも用いることにしております。

2 ページ目の一番下でございますが「イ 店舗形態別価格把握のための調査」についてですが、表 2 を御覧ください。3 ページでございます。これは東京都区部を除く道府県庁所在地 46 市において、スーパー以外でも価格が収集できると考えられる 9 品目の価格を、一般小売店等を中心に隔月（偶数月）に調査し、「動向編」と併せて集計することで、品目ごとの年平均の店舗形態別価格を都道府県庁所在市別に年 1 回作成・公表することとしております。

これにつきましては全国物価統計調査に比べて調査地域や調査品目も大きく減少し、収集する価格数も大幅に減少するため、詳細な店舗形態別価格は作成できなくなります。しかし、品目は限られるものの、全国物価統計調査において 5 年ごとに公表されておりました店舗形態別価格が毎年利用可能になるものであることから、やむを得ないと判断をいたしました。

4 ページ「ウ 銘柄別価格把握のための調査」でございます。これにつきましては表 3 を御覧いただければと思います。東京都区部内において、今後調査銘柄の候補となり得る銘柄が存在している品目やまとめ売りなど販売形態の異なる銘柄が存在している品目 9 品目の価格を、隔月（偶数月）で調査し、品目ごとの年平均の銘柄別価格を年 1 回作成・公表するものであります。

これにつきましては調査地域が東京都区部のみであり、調査品目も大きく減少します。その結果、収集する価格数も減少するため、詳細な銘柄別価格は作成できなくなります。これも先ほどの 2 つの調査と同じように品目は限られるのですが、全国物価統計調査において 5 年ごとに公表されていた銘柄別価格が毎年利用可能になりますので、「動向編」において調査品目の価格代表性の向上に資することから、やむを得ないと判断いたしました。

5 ページ「エ 「構造編」の公表時期」でございます。これまで御説明いたしました 3 調査につきましては、平成 25 年及び 26 年の 2 年分の結果を基に、それらを比較しながら推計方法の検討を行うために、25 年結果の公表時期、これは通常であれば 26 年 6 月になりますが、それを 1 年延期して 27 年 6 月までに、26 年結果と併せて公表することとしております。

これについては、過去の蓄積データを活用して推計方法を検討することも十分可能であることから、延期期間を短縮し、27 年 6 月ではなくて 26 年度中に公表する必要があると判断いたしました。これが計画の修正を求めるところであります。

「（3）今後の課題」でございます。今後の課題につきましては調査地域及び調査品目の見直し、「動向編」と「構造編」の連携、特別価格、通信販売価格及び割引、特典サービスの実施状況の把握の 3 点について課題を出しております。残りの 2 点は前回、すなわち平成 22 年の答申における課題であり、今後も引き続き課題ですので、その旨を記載しております。

「ア 調査地域及び調査品目の見直し」です。これまで御説明しましたとおり、今回の計画において調査地域及び調査品目は、従前の全国物価統計調査に比べて大幅に減少しま

す。したがって、今後調査結果の利活用及び結果精度の観点から、統計ニーズや市場の状況等を踏まえつつ、2～3年ごとに見直す必要があると判断いたしました。特に調査品目の減少に対応する措置として、調査品目を年単位で交代させるローテーションについて検討し、次回の消費者物価指数（CPI）の基準改定時、今は平成26年12月ごろを予定しておりますが、それまでに結論を得る必要があるといたしました。

「イ 「動向編」と「構造編」の連携」でございます。今回の変更により、1つの統計調査の下に「動向編」と「構造編」が含まれることとなります。そのため、物価動向と物価構造の統計の総合連携をより一層推進していくべきであると考えます。したがって、次回の消費者物価指数の基準改定時（平成26年12月ごろ）までに、その具体的な方策について結論を得る必要があると判断いたしました。

例えば「構造編」の店舗形態別結果を用いた「動向編」の店舗選定の妥当性についての検証や、他の統計とマッチングすることで、店舗特性別の新たな統計表を作成することについての検討が必要であると考えております。

「ウ 特売価格、通信販売価格及び割引・特典サービスの実施状況の把握」でございます。これらについては今回の計画では把握しないこととしておりますが、把握の要望の大きさ、あるいは動向を踏まえ、販売形態の多様化の実態を見つつ、その把握の必要性及び技術的な可能性について検討した上で、これも次回の消費者物価指数の基準改定時（平成26年12月ごろ）までに結論を得る必要があるとしております。

「エ 諮問第27号の答申「小売物価統計調査の変更について」（平成22年10月22日）における今後の課題」でございます。調査品目の選定基準、具体的には家計の消費支出総額の1万分の1以上等の基準でございますが、その検証及び消費者物価指数の単独での基幹統計化の是非に関わる検討の2つが課題になっております。これらについては今後も引き続き課題ということにいたしました。平成22年10月の答申でございますので、まだそれほど期間は経っておりませんので、今後更に検討していただくものでございます。

「2 小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除」でございます。

「（1）変更及び解除の適否」でございますが、小売物価統計の作成目的の変更に伴い指定を変更し、全国物価統計の指定を解除して差し支えないといたしました。その理由は、これまで御説明してきました小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止を受けて、基幹統計の指定については小売物価統計の作成目的に動向と構造の両面を持たせるように変更し、全国物価統計の指定を解除することとしております。

これにつきましては小売物価統計の作成目的を商品の小売価格及びサービスの料金について、その毎月の動向を明らかにすることから、その毎月の動向と毎年の地域別、事業所の形態別等の構造を明らかにすることに変更するため、小売物価統計の指定を変更するものであります。

また、全国物価統計調査を中止することから、全国物価統計の基幹統計としての指定を解除するものであり、適当であると判断いたしました。

なお、小売物価統計の名称につきましては、今回の変更は作成目的が従来のものに一部追加されるものであり、小売物価統計の位置づけを大きく変えるものではないことから、従前のまま小売物価統計とするものであり、適当であると判断しております。

答申案の説明については以上ですが、前回の委員会におきまして、今回の変更が地域差指数に与える影響を試算しておくべきであるという御意見がございました。それを受けて調査実施者の方に試算をしていただきました。その上で影響が小さいことを確認いたしました。詳細については調査実施者の方から説明をお願いしたいと思います。

また、部会において御意見の多かった通信販売の扱いについても、補足説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○永島総務省統計局物価統計室長 調査実施者でございます。追加して資料を2点ほど付けておりますので、その点について御説明をいたします。

まず資料3の席上配布の資料として、参考資料ということで表裏両面刷りになっておりますが、調査市町村数の比較という表が表に出ている資料がございます。表の表は調査市町村の関係について19年の全国物価統計調査での対象の調査市町村数と、今回計画での調査市町村数を、人口規模ごとに分けて一覧できるようにした表でございます。

裏面に試算の結果を載せてございます。左側がメインの結果表でございますが、試算値と平成19年の公表値を比較できる表にしてございまして、単純に差を引き算したものを右の欄に記載しております。

5年ごとに行っていた全国物価統計調査で、地域差指数というものがどのように変わるのかということをお参考にしていただくために、参考として前々回の平成14年、3回前の平成9年の公表値を併せて記載しておりますので、一緒に御覧いただければと思います。

通信販売の関係の資料でございますが、別の資料でございますけれども、資料3のつづりの7ページ目になりますが、資料3の参考資料1としまして表を付けてございます。これは通信販売の消費者の購入割合ということで、全国消費実態調査という今回議論されているものとは別の統計調査でございますが、こちらの結果を引用したものでございます。その中で購入先が一般小売店から通信販売、その他まで分かれておりまして、そういった購入先の違いによって、消費の割合がどれくらい違ってくるかということを表示したものでございますが、網かけの部分が通信販売の該当部分でございまして、直近の21年の結果では全体の3.3%この通信販売によるものでございます。

そのうち特にインターネットによるものを分けて調査しておりまして、インターネットによるものは全体の1.4%、その他のものが2.0%ということでございまして、特に16年から21年の変化で見ますと、インターネットによる部分が16年の0.6%から21年の1.4%と、急速に伸びていることが伺えるかと思えます。

簡単ですが、以上でございます。

○樋口委員長 それでは、質問、御意見をお願いいたします。

○深尾委員長代理 都道府県別の地域差指数の試算を出していただいて、大変ありがとうございます。

ございました。

ただ、推計方法について伺ったところでは、例えば小さな市町村の総数が減少する問題について、割と強い仮定を置いて試算をされたとか、調査品目等についても恐らく構造自体、推計の仕方自体が変わりますので、完全に再現した形ですることはできなかったと聞いています。

その意味では、今後制度を変えられたときに過去との整合性について、また、これから例えばどういう品目を選ぶかということ調整されていくのだと思うのですが、そこで例えば地域差指数が今回の統計の変更でどう変わるかということについて、引き続き検討していただいて、例えば統計調査報告書等にもできるだけその旨を記載していただければと思います。よろしくお願いします。

○永島総務省統計局物価統計室長 承知いたしました。

○樋口委員長 ほかにどうでしょうか。

○安部委員 3つほど質問があるのですが、まず第一は今後の課題に「ア 調査地域及び調査品目の見直し」とありますが、これは品目についてはローテーションと書かれていると思うのですが、地域については何か見直すというのはあるのかどうか、たとえば一種のローテーションのようなことを想定されているのかどうか。

例えば表3で東京都区部となっているところを、関西の都市圏というふうに変えることを例えば考えておられるのかどうか。そうかどうかわからないので、そこら辺を具体的なイメージとして伺いたいと思いました。

2点目は先ほどの深尾委員の御指摘と重複するのですが、この試算値と公表値の違いというのは、私が見る限り平均値がほぼ近いということはわかっていると思うのですが、この散らばりというような指標が、もしサンプリングを何回もやっていたらとれるかと思うのですが、そういうものを出していただくことは可能なのかどうかということと、この表全体を公表することが予定されているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

3点目はお答えいただけるかどうかわからないのですが、私も知らないのですが、私としては、全体としてかなり調査を縮小したということですが、その一方で小売業のIT化みたいなことで、価格のデータというのは民間部門にかなり蓄積されているのかなと思います。

そういうことで、これまでの統計を一種政府が集めていないデータで補完するのかわかりませんが、補完していくような方向性というものは大枠としてはあるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○樋口委員長 3点ほどお願いします。

○永島総務省統計局物価統計室長 実施部局でございます。私どもが答えるべき部分でないところも入っているような気がしますので、まず私どもの関係だと思われるところからお答えします。

2点目とおっしゃった試算の関係のところでございますが、あくまで公表値との今回の計画の差を見るための、今回の審議のための資料として行った試算値でございますので、世の中の実態がこうですよという意味の統計ではございませんので、試算値自体は公表を差し控えさせていただきたいと考えております。

試算値、地域差指標というのは、平均価格の地域ごとの差を表したものを最終的につくっていただくものでございますので、もともと分散の指標としての統計ではございませんので、分散の関係の資料というものはございませんので、その点は御理解をいただければと思います。

3点目の民間部門でのデータの活用という御指摘でございますが、直接のお答えにならないのかもしれませんが、一番有名な民間部門での価格データという意味では、いわゆるPOSデータというものがございまして、これについてはこの統計ではございませんが、消費者物価指数を私どもはつくっておりますが、その中で一部のもの、例えばパソコンであるとかデジタルカメラであるとか、一部のものについては私どももそれを購入して活用を図っているところがございますので、今後もそういった方向性については検討していきたいと考えております。

1点目については部会の方の御指摘の内容についてだと思っておりますので、私の方からは控えさせていただきたいと思っております。

○樋口委員長 では、1番目をお願いします。

○廣松委員 1番目は想定しておりません。余りにも大きな変更になり過ぎるという判断でございます。更に、東京都区部の価格の動きというのはここがございますとおり、消費とか流通の変化に対して最も敏感に反応する部分だろうという想定の下で、部会の席上では都区部のローテーションは特に議論いたしませんでした。

2番目の点に関して、これは部会の席でも出てきた御意見でございますが、確かに今は平均価格の地域差ですけれども、当然全データとしてはもとの地域のデータがありますので、分散というか散らばりというか、その情報も今後どういう形で出せるか、実施部局の方で検討していただくことにしております。

以上です。

○樋口委員長 安部委員、どうぞ。

○安部委員 分散という言葉が若干私の説明が悪かったかと思うのですが、今回サンプルを減らすということで、減ると計算した値そのものにぶれが出てくる、ぶれが大きくなるということがあると思ったのです。その精度を確認していただくという趣旨だったのが前回の私の発言の趣旨で、今日、平均と申し上げた意味は、指数自体の差はここにあるような比較的小きな値に収まりましたよということですが、では、その試算値がどのくらいぶれるものであるかということについての指標は、これは何回もサンプルをとり直せば、その散らばりとして出てくると思ったのですけれども、それはいかがでしょうか。もし分析しておられれば御教示いただきたいということと、やはりどの

くらいぶれるものか、これだけサンプルを少なくしていますので、その点は重要ではないかと思うのですけれども。

○樋口委員長 お願いします。

○永島総務省統計局物価統計室長 今回はあくまでも地点数が減ることによる影響に絞ってやっておりますので、サンプリングとかその他のことまではやっておりません。

あくまでも19年の調査と、地域その他は、今後また別のものになっていくものがありますので、つまり、対象の地域も別のところになる部分もありますので、御指摘のところは今後の調査実施の中で考えていきたいと考えております。

○樋口委員長 どうも意思が伝わっていないようですが、サンプル数を減らすことによる安定性がどうなってくるのかという御質問だったと思うのです。だからまさに今度サンプル数を減らすわけです。それに伴う話だと思うのですが、そういう理解でよろしいんですね。

○安部委員 推計値がどのくらいぶれるかという話です。

○椿委員 もともと全国物価統計調査というものは、県別の問題以上に10万人以上と10万人以下というところで標本設計をしていたわけです。ですから、今回の調査において、この標本設計において10万人未満のところに関する推計精度を犠牲にすることについては、1つの大きな判断だったと理解しております。

基本的にその代わりに5年のものを1年ごとにするという、ここがトレードオフとして我々がどちらを合理的と考えるかということに尽きているのではないかと思うわけです。勿論、10万人未満のところの推計精度というものについては、残念ながら非常に落ちるということは容易に予想されますけれども、その部分は基本的に今までの「動向編」の標本抽出で担うという形になっているわけで、よりそれ以上に、しかも人口カバー率の多いところでの調査にインポートランスサンプリングをすることによって、政策的な機動性や何かを実現する。

ですから、ここに統計ニーズとか市場状況ということが非常に今回強調されているということは、明らかにこういう形でかじを切った以上は今どこの部分が問題かを明らかにすると共に、品目も非常に減らしている。品目の話は、私は余りよくわからないのですけれども、品目の部分に関してもそれなりの見直しをかなりやっていかなければならない。政策にうまく使っていただくということが前提の改定であるということは疑うべくもないのだらうと思うところなのです。統計としては勿論リソースがあれば、今までのとおりのことはできたのだらうとは理解しているところですが、そのように基本的に感じているところです。

○樋口委員長 西郷委員、どうぞ。

○西郷委員 サンプルサイズの問題ということなのですけれども、もともと全国物価統計調査は分布情報をとるというところに重きがあったので、平均を調べる以上に分布のすその方とか、そういうものまでとらえるような設計になっていたと思います。

ですから、地域差指数は基本的には平均値のところでの指数をつくるということなので、その目的よりはもっと大幅に多く、もともとサンプルをとっていた調査だと思っただけです。ですから、勿論サンプルサイズが少なくなればばらつきが大きくなるのは統計学のいろはなので、そういうことになりますけれども、恐らく今回試算していただいて、ぶれのところまでは評価していませんが、そんなに平均値のところのぶれというのは大きくないのではないかと。勿論、私の想像上のことなので試算してみると違うということはあるかもしれませんが、そんなに減ったということを重く見る必要はないのではないかとというのが私の印象です。

○樋口委員長 よろしいでしょうか。要はデメリットが小さいのではないかとという話ですね。それは平均値を見ればそれほど乖離がないということで判断されるという御回答だったと思いますが、それでいいですか。

○総務省政策統括官 1つだけ確認をしておきたいのですが、答申の趣旨の調査地域の見直しというのは、先ほど安部先生が御質問になって東京都区部以外に大阪の区部をつくるのかとか、そういう議論ではなくて、選定基準は一定のものをあれしませんが、当然人口移動があるので、今回のサンプルで選んだ50万都市の数が変わったり、10万以上の都市の数が変わったりするから、社会状況の変化が起こったときはちゃんと調査対象地域を見直さなければいけない。そういう趣旨だという理解でよろしいのでしょうか。

○廣松委員 私が言葉足らずでした。今、統括官の方から説明があったとおりです。

○樋口委員長 そちらはよろしいですか。

○永島総務省統計局物価統計室長 部会での議論でありますので、構いません。

○樋口委員長 部会での議論だけでも、そう受け止めていいわけですね。

○永島総務省統計局物価統計室長 はい。

○樋口委員長 ほかにはどうでしょうか。

私が気になっていたのは通信販売を今回外すというところで、その通信販売のウェイトが小さいということで資料を出していただいたのでよくわかりました。

ただ、この時系列、変化を見るとかなり増えてきていることも事実ですから、これについては次回までという答えを出していただきましたので、ありがたいと思います。

生協・購買と書いてあるのだけれども、これはどういう意味なのですか。デリバリーで買っているという意味ですか。

○永島総務省統計局物価統計室長 済みません、所管外の統計を持ってきたものですから、調べて後日お答えをしたいと思います。

○廣松委員 多分、私が理解したのは、生協というのは民間組織ですね。企業の中に購買部というものがあって、そこで共同で購入しているという形態もあり得るということだと思います。

○樋口委員長 生協の購買ではなくて、生協と購買部ということですか。

○廣松委員 組織による共同購入だと思います。

○樋口委員長 わかりました。

○永島総務省統計局物価統計室長 いずれにしましても、通信販売ではくくられないものという形態でございます。

○樋口委員長 生協は通信販売ではないのですか。

○廣松委員 デリバリーというか、配っているものがありますね。

○樋口委員長 わかりました。では、それはわかったら教えてください。

○廣松委員 一言いいですか。今、委員長の方から通信販売の件に関して、とりあえず今回は納得いただいたということで、ありがとうございます。

ただ、この通信販売の問題そのものは大変大きなもので、小売物価統計調査が調査対象として選んでいる小売商店だけでは到底把握し切れない。それこそこれはどちらかと言うと提供側から言うとアクティビティの問題で、第一次産業だとか第二次産業に分類されるような事業所なり企業が通信販売を今、積極的にやっているわけです。

そうすると今、小売物価統計の考え方でいくと、技術的にそのごく一部しかとらえられないというおそれがあります。そうすると通信販売というものを今後確かに伸びていくと予想されますと、それをどういうふうにとらえるべきかということに関しては、これもまた大変大きな点で、それをそもそも販売側からとらえられるのか、それとも今日、持ってきていただいた消費者側から購入価格というのをとらえるのか、それも少し考えるべき点だと考えております。

○樋口委員長 特に通信販売の場合はこの間聞いたところだと、物とそれに付随するとか、運搬とか輸送と言おうか、それ込みの支払いを消費者はするわけです。ですから Amazon で買う書籍というのは本屋で売っている価格と、価格は共通になっているのだけれども、それを輸送サービスがただになったという見方であるのかどうかという話にも、アクティビティの話というのはそういうことになってくるわけで、そこをどう分類したらいいのかというのは今後大きな課題になってくるのではないかと思いますので、御報告等をよろしくお願いします。

○永島総務省統計局物価統計室長 承知しました。

○樋口委員長 それでは、答申案についてお諮りいたします。小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止並びに小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除について、本委員会の答申は資料3のとおりとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、資料3に基づきまして総務大臣に対して答申いたします。サービス統計・企業統計部会の先生方、どうもお疲れ様でした。ありがとうございました。

それでは、次の諮問第42号「科学技術研究調査の変更及び科学技術研究調査の指定の変更(名称の変更)について」。これも廣松部会長からお願いいたします。

○廣松委員 まず、諮問第 41 号の答申案に関してお認めいただきまして、誠にありがとうございました。

また重いものがもう一つ残っておりますが、諮問第 42 号の答申「科学技術研究調査の変更及び科学技術研究調査の指定の変更（名称の変更）について」でございます。

これにつきましては、先月 12 月 16 日に開催されました統計委員会に総務大臣から諮問され、サービス統計・企業統計部会に審議が付託されたものでございます。

本件に関しましては、これまで 12 月 26 日と 1 月 12 日の 2 回の部会で審議を行い、答申案を取りまとめるに至りましたので、御報告をいたします。資料 4 でございます。

今、御紹介いたしましたとおり、12 月 16 日に付託されてから 2 回部会を行ったわけですが、その間、この委員会がございませんでしたので、部会報告はやっておりません。したがって、まず 2 回の部会の結果概要から御報告した上で、その後で答申案の説明に移りたいと思います。

第 1 回目は 12 月 26 日に行いました第 25 回の部会の結果概要でございます。資料 4 の 7 ページを御覧ください。

1 回目の部会におきましては、今回の変更内容及び平成 13 年の統計審議会答申、以下、前回の答申と申しますが、その今後の課題への対応状況について審議を行い、今回の変更内容及び前回の答申への対応ともに適当であるといったしました。

以下、審議において委員等から出されました意見を紹介させていただきます。

7 ページ「（1）調査事項の変更」「ア 特定目的別研究費の変更」でございます。①でございますが、現行の調査項目としてライフサイエンス分野等の 8 分野を調査しております。これに今回「震災からの復興、再生の実現」等の 3 分野を追加し、それぞれ重複記載を認めることとしております。しかしながら「調査票の記入上の注意（案）」には、現在の 8 分野の記載に当たって新たに追加する「3 分野以外の 8 分野」と記載されており、これは従来の 8 分野と新たな 3 分野間での重複を認めないという誤解が生じるおそれがある。したがって、この記述は修正すべきであるという御意見がございました。

これにつきましては「調査票の記入上の注意（案）」を修正するとともに、調査票上にも注意書きとして、研究費は重複して記載することができるように記載することにいたしました。

②特定目的別研究費は、歴史的に科学技術政策の重点分野の変更に応じて区分が追加・変更されてきています。重点分野に関する政策評価・資金配分の効果を見るために、今回 3 分野の区分を追加することが適当である。一方で現行の 8 分野を削減しないことは、継続性の観点からやむを得ない。更に、今回追加する予定の「震災からの復興、再生の実現」については、恐らく 5 年後には不要な調査事項となり得る。したがって、次期科学技術基本計画における重点分野の見直し時に整理することが必要であるという意見が出されました。

これにつきましては、次期科学技術基本計画の策定に合わせて、特定目的別研究費全体

を見直すこととしております。

8 ページ③でございます。今回追加する予定の3分野の操作的な定義（調査客体が一意的に理解できるような統計調査上の定義）を明確にする必要があるという御意見がございました。

これにつきましては第4期科学技術基本計画において、研究の例示がなされておりますので、これらの例示を記入上の注意で取り入れることによって対応を行うこととしております。

具体的にはドッチファイルの中に諮問第42号と付箋が入っておりますが、その真ん中ぐらいのところに科学技術基本計画の抜粋というものが付いております。この内容を記入上の注意のところに挿入するということとございます。

イといたしまして、研究者の専門別内訳の変更でございます。今回フラスカチ・マニュアルに則して「情報科学」を自然科学部門の理学の内訳に追加することについての異論はないものの、コンピュータ分野は幅が広く特に重要であることから、今後これを詳細に把握できるように検討すべきであるという御意見がございました。こちらにつきましては文部科学省で作成しています学科系統分類や報告者負担を考慮して、検討を行うことといたしました。

「ウ 性格別研究費の定義の記述の変更」でございます。これは本委員会でも御指摘がございましたが、応用研究の定義について現状の記載では基礎研究によって発見された知識を利用した研究に限定される可能性あるいはおそれがあることから、日本学術会議からも表現の改善を求められていたものでございます。今回の変更により応用研究の定義のうち「基礎研究によって発見された知識を利用して」という文言を削除するというので、削除に関しては問題ないと御意見があり、そういうふういたしました。

「（2）標本設計の変更」でございます。これに関しましては①として企業の研究資金と従業者規模との間に相関関係があるので、従業者規模の順に企業を配列した上で系統抽出すれば、効果が期待できるという御意見がございました。

②でございますが、本調査の対象となっていない「医療・福祉」や「小売業」の分野には、例えば民間病院の医師として研究が行われていたり、小売業者からの特許出願も行われている現状がある。本来はこれらの研究や研究者数も把握すべきと考えられることから、本調査の対象とするか否かについて今後、検討していくことが重要であるという御意見がございました。これにつきましては今後より詳細な情報収集を行い、調査可能性を含めて検討を行うこととしております。

1 回目の部会の概要については以上でございます。

9 ページは第2回目、第26回の部会に相当しますが、その結果概要でございます。

本調査については今回の変更点に限らず、経済協力開発機構（OECD）によって作成されている科学技術に関する統計の国際的な標準マニュアルである、フラスカチ・マニュアルへの対応が論点でしたので、2回目の部会ではOECDに提供しているデータごとにその対応

状況を検討した上で、方針案の審議を行いました。

その結果、考え方等については後ほど説明いたしますが、フラスカチ・マニュアルへの科学技術研究調査の対応方針については了承されました。その後、答申案の審議が行われ、表現ぶり等所要の修正を行った上で、当部会として採択されました。

以下、審議において委員から提出されました意見を紹介させていただきます。

「(1) フラスカチ・マニュアルへの対応について」でございます。国際機関から提供を求められているデータの基準、例えば産業分類とか学問区分等については、EUは地域統合体であるため加盟国内で統計の整合性をとる方向性があると考えられます。ただ、それに日本の統計がどこまで合せられるのかについては「公的統計の整備に関する基本的な計画」でも論点になっております。ただ、これは本調査だけで解決できる問題ではございません。

また、フラスカチ・マニュアルについて本調査においてどのように対応するかということについて、継続して検討していく必要がある。したがって、統計委員会において統計全体としてどのように対応するのか、議論を行う必要があるという御意見がございました。

②本調査のフラスカチ・マニュアルへの対応方針については、現時点については妥当である。国際比較は重要ではあるものの、国内での時系列的な比較をするためにも継続性が必要である。完全に準拠することは国内の研究機関へ相当な負担をかけることにもなるため、一部準拠していないことについてはやむを得ない。また、日本だけが準拠したとしても他国が準拠していなければ国際比較ができないため、国際比較の重要性、研究機関の負担の程度、他国の対応状況の3点を考慮し、バランスをとりながら対応していく必要があるという御意見が出されました。

10 ページ③でございます。フラスカチ・マニュアルに準拠していない事項を準拠させることについては、調査結果の表章時に対応できるものもあれば、それは問題が生じないのですが、本調査の枠組み自体を見直す必要があるものもあって、その検討については相当な時間を要するという御意見もございました。

これらの御意見を反映する形で資料4の1ページに戻っていただきますが、答申案として取りまとめたものでございます。

この答申案につきましては全体として了承されましたが、用語の使用方法及び文章の構成については御意見があり、これを修正して本時の答申案としております。

それでは、答申案の説明に入りたいと思います。この答申案の構成としては、初めに諮問内容である科学技術研究調査の変更及び名称の変更について「1 科学技術研究調査の変更」「2 科学技術研究調査の指定の変更（名称の変更）」になりますが、この2つとしてまとめております。

また、論点となりましたフラスカチ・マニュアルへの対応の審議結果については「3 フラスカチ・マニュアルへの対応」、最後に「4 今後の課題」という4章立てでまとめております。

以下、順に御説明をいたします。

「1 科学技術研究調査の変更」のうち「(1) 承認の適否」につきましては、統計法第10条各号の要件に全体としては適合しているため、科学技術研究調査の変更を承認して差し支えないといたしました。ただし、一部計画の修正が必要と考えられるため、「(2) 理由等」で指摘しました事項につきましては、計画を修正することは必要であるとしております。

「(2) 理由等」におきましては、今回諮問された計画の変更等に関わる事項について、変更内容ごとにその判断理由を記述しておりますので、それぞれ御説明をいたします。

まず「ア 調査事項の変更」のうち「(ア) 「特定目的別研究費」の変更」でございます。

本調査票の構成につきましては2ページの表1を御覧いただければと思います。このうち資本金または出資金が1,000万円以上1億円未満の会社を対象とする調査票甲(企業等B)を除くすべての調査票について、「第4期科学技術基本計画」で新たに科学技術政策の重点分野として位置づけられました「震災からの復興、再生の実現」「グリーンイノベーションの推進」及び「ライフイノベーションの推進」を特定目的別研究費の区分として追加する計画でございます。

これにつきましては、我が国における科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第4期科学技術基本計画における重点分野の研究費を把握しようとする変更であり、適当であると判断いたしました。

また、新たに追加する3分野の研究費の記入の仕方については、報告者に誤解を生じさせることのないよう定義を明確にし、例示を入れるなどの配慮が必要であるとしております。

2ページ「(イ) 「研究者の専門別内訳」の変更」でございます。最新のフラスカチ・マニュアル、これは平成14年に公表されたものでございますが、それを基に自然科学部門の理学に「情報科学」を、その他の部門に「心理学」を追加する計画でございます。調査票ごとの詳細な変更内容については3ページ表3を御覧いただければと思います。これにつきましては国際比較性を向上させるとともに、我が国における研究者の専門分野及び研究者数をよりの確に把握するための変更であり、適当であると判断をいたしました。

これはある程度日本的な事情でございますが、心理学がその他の分野に入ることになっておりますけれども、と言いますのは日本の場合、心理学は人文科学に入ったり社会科学に入ったり、あるいは自然科学系に入ってもございますので、ちょっとその現状を踏まえようと、その他のところに落ち着かざるを得ないということでございます。

今回のこの変更は、前回の答申において「今後の課題」とされた「研究者の専門別内訳」の区分等の見直しにも対応したものでございます。

3ページの下半分のところ「(ウ) 「性格別研究費」の定義の記述の変更」でございます。「性格別研究費」では基礎研究、応用研究及び開発研究に係る研究費を把握しており

ます。これらの現行の定義の記述については3ページの表4にあるとおりです。このうち、応用研究に係る現行の定義の記述の中で、報告者が回答するに当たり「基礎研究によって発見された知識を利用」したという研究に係る費用を限定して記載するものという誤解が生じえないとも限らないということから、「基礎研究によって発見された知識を利用」という記載を削除することといたしております。3ページの一番下のところの現行と変更後の違いを御覧いただければと思います。

これにつきましては、より正確な回答を得るための変更であり、適当であると判断をいたしました。

4ページ「イ 標本設計の変更」でございます。標本調査であります調査票甲（企業等）の対象につきましては、資本金階級等320層からの標本抽出方法を従業員規模に応じた系統抽出に変更する計画でございます。

これについては研究の実施と企業の従業員規模とが相関関係にあることから、従業員規模を抽出する際に活用し、研究費の結果精度の向上を図るための変更であり、適当であると判断いたしました。

なお、この変更も前回答申において「今後の課題」とされた標本設計の改良に対応するものでございます。

また、調査票甲（企業等）の対象には、産業連関表において生産活動主体が「産業」に分類されております特殊法人（2法人）及び独立行政法人（6法人）が含まれています。これらにつきましては当初、営利的な活動を行っていたことから調査票甲（企業等）の対象となっていたものですが、これまで見直しが行われなまま調査が実施されてきたものですから、前回変更を行いました平成13年以降、現時点までに新たに設立されました独立行政法人（27法人）については調査票乙に分類されている。そこに食い違いがございました。そこで、これらの8法人についても調査票乙の対象に変更することが、調査票の設計上、望ましいと判断いたしました。

この変更に合わせて、調査票甲の名称につきましては「調査票甲（企業A）」及び「調査票甲（企業B）」として「等」を取る必要があるとしております。今まで「企業等」としておりましたが、AとBという形で明確に分けるということでございます。

4ページの下「2 科学技術研究調査の指定の変更（名称の変更）」でございます。

「（1）承認の適否」につきましては、指定（名称）を変更して差し支えないといたしました。

「（2）理由等」におきましては、「科学技術研究調査」は現在、基幹統計調査の名称であると同時に、基幹統計の名称でもあります。新統計法では、統計とそれを作成する手段である統計調査とを概念上区分しており、基幹統計の名称を基幹統計調査の名称と同一にしておくことは適当でないことから、調査の結果によって得られる、あるいは作成される基幹統計の名称を「科学技術研究調査」から「科学技術研究統計」変更することは適当であると判断いたしました。

以上が4ページのところまででございますが、5ページ以降は先ほども御紹介いたしましたフラスカチ・マニュアルへの対応について記述をしております。これは先ほど2回目の部会概要の説明のところでも申し上げましたとおり、部会の中で、あるいは本委員会でもフラスカチ・マニュアルへの対応方針について、いろいろ御意見をいただきました。それを踏まえて部会で審議を行い、その結果、①といたしましてフラスカチ・マニュアルは科学技術に関する統計の国際的な標準マニュアルではあるものの、OECDにより完全に準拠することを求められているものではありません。現実には、欧米諸国においても準拠状況に差がございます。

②として、フラスカチ・マニュアルに完全に準拠する場合、相当の報告者負担になることから、国際機関からの要望や国内での活用方法などを十分踏まえた上で実施する必要があるといたしました。

この2つの観点を踏まえて、現時点においてフラスカチ・マニュアルと一致していない事項があります。しかしながら、①として清掃、警備等の間接サービスを供給する者に係る研究費及び研究者数と、②として従業員規模別の集計区分については、報告者の負担を限定しつつ国際比較性を向上させるため、フラスカチ・マニュアルと一致させることが可能と考えられましたので、あるいは判断されましたので、今回調査より対応すべきであるとしております。

なお、審議に当たりましては本調査の調査事項等を基に、フラスカチ・マニュアルとの対応状況や、OECDから提供が求められているデータの提供状況について、調査実施部局より詳細な説明がありました。その結果、OECDへ提供できていない理由としては、まず最初に①としてフラスカチ・マニュアルの定義に合致していない。②国際標準産業分類に対応する日本標準産業分類が存在しない。③調査を実施していない。④フラスカチ・マニュアルの定義があいまいなどの理由が挙げられます。

なお、OECDで公表されている日本のデータに注意書きがなされているものもございしますが、注意書きの中には理由が不明なものもありますので、今後、調査実施部局よりOECDへ確認等を行うこととしております。

5ページ下「4 今後の課題」でございます。具体的には2つ「ア 定期的な見直し」「イ フラスカチ・マニュアルへの今後の対応」の2点を課題として挙げております。

なお、前回の答申で指摘されました標本設計の改良、「研究者の専門別内訳」の区分等の見直しにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、今回の変更で対応しております。

また、大学等における研究者の専従換算係数の更新、インターネット等を活用した調査の導入については、既に対応済みでございます。

その上で「ア 定期的な見直し」でございますが、本調査につきましては前回の答申以降、軽微な変更が行われておりませんでした。しかしながら、日本学術会議から「学術統計データの国際比較可能性の向上の観点から、フラスカチ・マニュアルに準拠した科学技

術研究調査をよりの確なものにするための不断の検討を行う」こと、更に「第3次男女共同参画基本計画」では、女性研究者の参画拡大に向けた環境づくりの具体施策として「研究者・技術者及び研究補助者等に係る男女別の実態把握とともに統計情報を収集・整備し、経年変化を把握する」。これら進歩の早い科学技術政策等の変化に遅滞なく対応していくことが求められております。

そのため、少なくとも科学技術基本計画の策定、過去の経緯からは5年ごとに策定されておりますので、今回は恐らく平成28年に策定されると思われませんが、その策定に併せて調査事項等の見直しを行うべきであるとしております。

また、科学技術政策を推進する文部科学省等の関係省庁や、科学者の代表機関である日本学術会議等の関係団体と定期的な意見交換会を実施するなど情報の共有化を図り、本調査の活用可能性向上のための不断の見直しを行う必要があると記しております。

6ページ、先ほども御紹介いたしました「イ フラスカチ・マニュアルへの今後の対応」でございます。現状ではフラスカチ・マニュアルと一致していない事項が多くあります。その中には国内からも要望があるものや、実施調査部局においても一致させる必要があると判断されているものもございました。それは下記に記載しております資金源及び支出先の識別、国外における資金源あるいは目的地の地理的区分、公的一般大学資金の他の資金源からの分離、主に研究に従事する者の専従換算でございます。これらについて今回調査で一致させることができないことにつきましては、フラスカチ・マニュアルとの整合、日本の制度、報告者負担、正確な記入の可否、結果の継続性、文部科学省等関係省庁からの要望、更には研究のグローバル化等を踏まえた一定の検討期間が必要であることから、やむを得ないいたしました。

しかしながら、これらの検討については、とりあえず平成26年調査実施までに結論を得るべきであるとしております。

長くなりましたが、第42号の答申に関しては以上でございます。よろしく願いいたします。

○樋口委員長 ありがとうございます。

諮問から答申の時間が短く、中間報告をする委員会が開かれなかったため、今回につきましては過去の経緯、2回の分科会についても御説明をいただき、そして答申案を御提示いただきました。

それでは、御審議いただきたいと思いますが、御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

○深尾委員長代理 フラスカチ・マニュアルの非常に詳しい対応等ありがとうございます。

1点確認したいのですが、答申案2ページの心理学、情報科学のところですが、そこに標準マニュアルとしてフラスカチ・マニュアルの平成14年最新版と書いてありますが、勿論、冊子は2002年に出されたものがフラスカチ・マニュアルですが、この

間、発言したように科学技術分類はその後、改定されていまして、2006年に決定されて2007年に公表されている版がOECDの公式文書としてあると思います。それに準拠するというか、それにリファーしながら議論するのが恐らくより正確かと思えます。これについて意見を伺いたい。

心理学は先ほど廣松先生も既に御指摘のとおり、日本では例えば学科系統分類がOECDの科学技術分類等と必ずしも同じでないという問題があるので、どこに入れるかというのは確かに困ったところがあって、その他に入れるのもわからないではないのですけれども、ただ、OECDの調査だと社会科学部門の中に心理学が入って、調査票が日本にやってくるわけです。そうすると例えば総務省に伺いたいのは、これに回答するときに、ソーシャルサイエンスの中に心理学の回答も含める形で、回答することを考えられているのかどうかということをお教えください。

○樋口委員長 総務省、お願いします。

○井上総務省統計局経済統計課長 お尋ねいただいた最初の記述の部分につきましては、既に2007年版で部会でも先生方にお配りして御議論いただいておりますので、これは記述の問題ということで御整理いただければと思います。

○深尾委員長代理 今回の点については、このまま変えないということですか。

○井上総務省統計局経済統計課長 そういう意味ではなくて、これはあくまで記述の問題だということで、2007年版で部会では御覧になった上で御議論をいただいておりますので、部会長の御判断で文章を御修正いただければいいのではないかと考えます。

もう一点はOECDへの御報告で、まさに深尾先生おっしゃったとおりでありまして、我が国は心理学というのは非常に多岐な分野にまたがっております、むしろ人文社会学は少ないという実態があります。よってOECDに御報告するときは、そうした日本の実態を注記という形で書き加えて報告するのが、一番誠実なのではないかと考えています。

○樋口委員長 よろしいですか。

○廣松委員 今、深尾委員から御指摘いただいた2ページの括弧書きのところは修正をいたします。

○樋口委員長 ほかにいかがでしょうか。

○竹原委員 確か前回諮問の折に、どなたか委員の方から、この調査統計については回収率が非常に低い。とりわけ企業サイド、外資というお話が確か出たかと思いますが、そういった部分について今回の部会での議論の中で、勿論、調査項目自体を精緻に、より正確にということは御議論されたのでしょうけれども、一方ではそういった回収率を向上させるとか、あるいは現実に各企業サイドの手間暇だとか、そういった部分について御議論されたのかどうか、そこを少しお伺いしたい。

○廣松委員 その点に関しましては、この委員会でも御紹介いたしましたとおり部会の席でも、特に企業サイドの回収率が大体77~78%程度で、ほかの大学とか公的機関に比べると低いという問題意識は挙がっておりました。

ただ、先ほども御紹介がありましたが、この調査にオンラインを導入すると、少なくとも回収率の向上には努力をいただいているという判断をいたしまして、特に今後どういうふうにしていくべきかということに関しては、特に議論はいたしませんでした。

○樋口委員長 総務省の方では何かございますか。

○井上総務省統計局経済統計課長 回収率が特段この調査が基幹統計調査の中で著しく低いわけではないと思っております。大学、非営利団体がほぼ 100%回答なのです。それに対して企業の皆さんは、この調査は書くのがそれなりに大変な調査でございますので、78%とかそういう数字になっております。

ただ、この回収率も平成 19 年度ですと 78%、20 年度が 76%、21 年が 79%とでこぼこはあるのですが、少しずつ上がってきておりまして、23 年度ですと 80%に達した。これは企業だけでございます。なので、これを全体で合せるともっと高くなるということでございまして、私どもも廣松先生から御指摘がありましたように、インターネット調査の導入等により回収率を上げてまいりたいと思っておりますし、また、調査票を御提出いただけないところには、個別具体的にはがきを出すとかして努力をしているところでございます。

○樋口委員長 竹原委員、どうぞ。

○竹原委員 回収率が上がってきている部分については大変ありがたいことだと思うのですが、すべての企業についてのアンケートではないですから、別にこれがすべてだと申し上げるつもりはないのですが、公的統計の煩瑣さとか、あるいは業務負荷などのアンケートをとったら、この調査が毎度といいますか、過去からも結構上位に来る。とりわけこれも一部の意見ですが、なかなか調査に当たっての概念がわかりづらいとか、とりわけ企業サイドでは研究費について細かな概念区分だとか、そういうものを持ちながら日常的な運用をやっているわけではないわけですから、なかなか回答しづらいという意見がありますので、今後とも是非そういった部分も少しずつでも御改善いただければ、80%が更に上がっていくことになるのではないかと思いますので、是非よろしく願いたいと思います。

○樋口委員長 その点は引き続き御意見等をいただきたいと思っております。

ほかにどうでしょうか。

○椿委員 恐らく今回の調査は全くこれで私は結構だと思うのですが、第 4 期科学技術基本計画においては、先ほどあった 3 つの重点分野以外に横断的な学術分野というものをつくるということ自体は認められていて、その中にここにありますもともと入っていたナノテクノロジーとか、情報通信技術というものが入る。それ以外に恐らく経済効果が小さいなどと言うと大変しかられてしまうのですけれども、数理科学とかシステム科学というものも入れていただいたという状況はあります。その種のものが研究費の中で 5 年後、大分上がってくるようになったらまた調査等の中に入れていただくような配慮をしていただければという気がいたします。

○廣松委員 今の御指摘は今後、検討したいと思っております。

私の方から最後にという言い方は変かもしれませんが、今回この科学技術研究調査と OECD のプラスチック・マニュアルとの対応関係に関して、実施部局の方でも大変詳細に検討していただき、ある程度説得的な結果になったと思います。

ただ、どうしても一致しないというか、マニュアルに準拠しないというか、できないというところは、どうしてもこれは最後まで残るような気がいたします。これは経済活動だとか社会活動というのは、国とか社会の制度だとか文化によるところが大変多い。特に科学技術研究などというのは、ある程度そういうものに左右される部分が多いように思います。

したがって、今後マニュアルになるべく沿うような形で努力を実施部局にはしていただくということでございますが、そういうこの調査というか、科学技術研究の活動そのものの特質もあるということも御理解いただければと思います。

○樋口委員長 それでは、答申案についてお諮りいたします。

科学技術研究調査の変更及び科学技術研究調査の指定の変更につきまして、本委員会の答申は資料 4 の案のとおりとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。1 か所修正を加えた上で提出する。

それでは、今ございましたように資料 4 に 1 か所修正を加えた上で、総務大臣に対して答申を行います。サービス統計・企業統計部会に所属されている皆さん、どうもありがとうございました。

それでは、続きましてその他の御報告事項です。参考 3 にありますように、統計委員会が軽微な事項と認める基幹統計調査の変更申請につきましては、総務大臣による承認手続が終了した段階で参考資料を配布することになっております。

この報告のうち、今回の東日本大震災の発生に伴い、震災に関連した事案につきまして委員会において概要を報告いただくというふうに特にお願いしてまいったところでございますが、今回は 12 月承認分について 1 件該当しておりますので、政策統括官室から報告をお願いいたします。

○金子総務省統政策統括官付調査官 それでは、説明させていただきます。

参考 3 の中で学校保健統計調査の部分を御覧いただければと思います。この学校保健統計調査は、参考 3 の後ろに添付している資料に記載されているとおり、毎年 4 月から 6 月の間に幼稚園や小中高の学校で実施される健康診断の結果を通じて、児童生徒の身長や体重等といったものを調査しているものでございます。

承認事項の変更のところでございますが、東日本大震災への対応として調査対象の地域的範囲から岩手県、宮城県及び福島県を除外する。また、これに伴い報告者数を変更するというものであります。

これは平成 23 年度の学校保健統計調査において、東北 3 県の場合、まず震災の直接被害を受けた地域につきましては、健康診断の実施体制というものを確保できなかったということ。また、直接被害を受けなかった地域でも被害者支援等の業務で非常に多忙であった

ということから、多くの学校におきまして調査期間である4月から6月の間に、いわゆる調査の情報源となる健康診断が実施できなかったことが1つございます。

また、この調査は県を經由した調査でございますが、県におきましても東日本大震災への対応に忙殺されていたということで、標本については事前に抽出して決めていたわけでございますけれども、その既に標本として抽出していた学校というものが実際に調査票を提出することが可能かどうか。あるいは調査票を提出できない場合、代替としてどの学校が調査票を提出することが可能かといったことを確認することが、非常に困難な状況でありました。

こういったようなことから、この3県については調査を実施できる状況になかったということで、調査対象地域からの除外が行われておりまして、この措置につきまして今回、事後的に承認事項の変更が行われたということでございます。

また、報告者数につきましては、東北3県で予定していた学校の除外に伴いまして、学校数で言いますと7,755校が7,265校ということで、490校削減となっております。

説明は以上でございます。

○樋口委員長 本件につきましては、文部科学省と政策統括官室で大分時間をかけて御審議いただき、そしてやむを得ない措置であったという結論に至ったと聞いておりますが、この点につきまして何か御質問ございますでしょうか。

なければ、この件につきましては以上としたいと思います。震災に関連した公的統計の状況につきましては、今後もしばらくの間、御報告をお願いしたいと考えております。よろしく願いいたします。

平成24年の初回の委員会でございますので、私の方から今後の統計委員会の運営につきまして、これは御出席いただいております各府省、関係府省の方々をお願いを申し上げます。

本委員会では平成19年10月に発足して以来、公的統計の整備を推進するべく審議をしてまいりました。また、今後とも諮問内容につきまして必要に応じ十分な時間をかけ、審議時間、回数を確保していくことにしたいと考えております。また、審議の充実を図る上で、このことは非常に重要であると考えております。

関係府省の皆様におかれましては、引き続き諮問内容に応じた必要十分な審議時間、回数を確保するため、関係府省の間で密接に連携し、諮問関係の作業を計画的に進めていただくよう、御協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

参考までに、諮問案件の類型別の審議期間等に関する資料をお手元に席上配布資料として配布してございます。皆様もう既にお気づきだと思いますが、前回の委員会から今までの答申案につきましても形式を大分変えてきておりまして、文章で従来記述されてきたところについて表という形で変更点が明記されるように、そしてまた、わかりやすいようにということで、こういう変更をしていただいておりますが、今後ともその点についても引き続きよろしくお願いしたいと思います。

私どもこの委員会を活性化するというようなことで、各部会の審議の際におきまして、是非中間報告を一度はこの委員会で挟ませていただきたいと思っております。そして、その場におきましてその部会に属していない委員からの意見も聞き、その後の部会における審議に役立てていくことを考えております。ですので、できる限り中間報告が1回はできるようにという期間で、諮問から答申までの時間を十分とりたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の議題は以上です。最後に次回につきまして事務局から連絡をお願いいたします。
○内閣府統計委員会担当室長 次回の委員会は2月16日木曜日の15時から、本日と同様にこの会議室で開催することにいたします。また、議題については確定次第、別途御連絡いたします。

○樋口委員長 長時間にわたりましたが、以上をもちまして第53回「統計委員会」を終了いたします。誠にありがとうございました。